

国自貨第 1 1 0 号
平成 2 6 年 1 月 2 2 日

(公社) 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置
の実施について

貨物自動車運送事業における安全対策については、法令に基づき、貨物自動車運送事業者において輸送の安全確保に必要な運行管理などを実施して対応しているところです。

他方で、貨物自動車運送事業者においては、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、ともすれば、過剰ないし安価な形で輸送サービスを提供する傾向があり、結果的に、別紙 1 のような荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因の一つになっている事例も一部では指摘されています。

このような事例を的確に是正し、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（別添）を発出し運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく別紙 2 のとおり運用を強化することとしております。

つきましては、傘下事業者に対し、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を周知されるとともに、取引の書面化をはじめとした適正な取引の確保及び安全運行の確保の趣旨を徹底し、貨物自動車運送事業者におけるその推進に努めて頂けますようお願い申し上げます。

また、元請事業者におかれては、これらの趣旨をご理解頂き、非合理的な到着時間の設定や手待ち時間の恒常的発生等、安全を阻害する行為の解消に努め貨物自動車運送事業者に対して、適時適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、貨物自動車運送事業者との密接な連絡、協力関係の下、適切な対応に積極的に取り組んで頂けますよう傘下事業者への周知徹底をお願い申し上げます。

(参考)

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）

（輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止）

第二十二條の二 一般貨物運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物運送事業者又は第三十五條第一項の許可を受けた者（以下「特定貨物運送事業者」という。）が第十五條、第十六條第一項、第四項若しくは第六項、第十七條第一項から第三項まで、第十八條第一項若しくは前條第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

（適正な取引の確保）

第九條の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

国自貨第110号
平成26年1月22日

荷主団体 殿
(一般社団法人 日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭)

国土交通省自動車局長

適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置
の実施について

貨物自動車運送事業における安全対策については、法令に基づき、貨物自動車運送事業者において輸送の安全確保に必要な運行管理などを実施して対応しているところです。

他方で、貨物自動車運送事業者においては、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、ともすれば、過剰ないし安価な形で輸送サービスを提供する傾向があり、結果的に、別紙1のような荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因の一つになっている事例も一部では指摘されています。

このような事例を的確に是正し、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（別添）を発出し運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく別紙2のとおり運用を強化することとしております。

つきましては、これらの趣旨をご理解頂き、非合理的な到着時間の設定や手待ち時間の恒常的発生等、安全を阻害する行為の解消に努め、貨物自動車運送事業者に対して、適時適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、貨物自動車運送事業者との密接な連絡、協力関係の下、適切な対応に積極的に取り組んで頂けますよう傘下事業者への周知徹底をお願い申し上げます。

(参考)

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）

（輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止）

第二十二條の二 一般貨物運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う一般貨物運送事業者又は第三十五條第一項の許可を受けた者（以下「特定貨物運送事業者」という。）が第十五條、第十六條第一項、第四項若しくは第六項、第十七條第一項から第三項まで、第十八條第一項若しくは前條第二項若しくは第三項の規定又は安全管理規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

（適正な取引の確保）

第九條の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

国官参物第156号
国自貨第110号
平成26年1月22日

貨物利用運送事業者団体 殿

(公益社団法人 全国通運連盟会長、一般社団法人 航空貨物運送協会会長、一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会会長、日本内航運送取扱業海運組合理事長)

国土交通省大臣官房物流審議官

自動車局長

適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止等に係る措置
の実施について

貨物自動車運送事業における安全対策については、法令に基づき、貨物自動車運送事業者において輸送の安全確保に必要な運行管理などを実施して対応しているところです。

他方で、貨物自動車運送事業者においては、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者のニーズに応えることを重視するあまり、ともすれば、過剰ないし安価な形で輸送サービスを提供する傾向があり、結果的に、別紙1のような荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の行き過ぎた要求が安全性を阻害する要因になっている事例も一部では指摘されています。

このような事例を的確に是正し、適正な取引の確保及び安全運行の確保を図るため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」(別添)を発出し運送条件等に係る重要事項の書面化を進めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告について適切な運用を進めるべく別紙2のとおり運用を強化することとしております。

つきましては、これらの趣旨をご理解頂き、非合理的な到着時間の設定や手待ち時間の恒常的発生等、安全を阻害する行為の解消に努め、貨物自動車運送事業者に対して、適時適切に運送条件等に係る重要事項を書面により示す対応を実施する等、貨物自動車運送事業者との密接な連絡、協力関係の下、適切な対応に積極的に取り組んで頂けますよう傘下事業者への周知徹底をお願い申し上げます。

また、この機に、運行管理者の選任義務のない貨物利用運送事業者においては、「運行管理者講習」を受講するなど、貨物自動車運送事業者に係る運行管理等の安全上の規則、基準につき一層の習熟を図られたく、併せて周知の程よろしくお願い申し上げます。

なお、貨物利用運送事業者は、貨物自動車運送事業者を含む実運送事業者の行う事業等の適正な運営を阻害しないよう配慮しなければならず、これを阻害する等の行為を行ったおそれがある場合には、「貨物利用運送事業者の監査等の方針について」（平成15年3月18日国総貨複第203号）に基づき監査実施の端緒となるとともに、著しく阻害されていると認められる場合には、貨物利用運送事業法第12条第4号または同法第28条第5号の規定に基づく事業改善命令の対象となることにつきましてもあらためて周知願います。

(参考)

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）

（適正な取引の確保）

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）

（事業の改善命令）

第十二条 国土交通大臣は、第一種貨物利用運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、第一種貨物利用運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

（一号～三号 略）

四号 前三号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

（第二十八条第五号：第二種貨物利用運送事業に係る同旨の規定）

荷主等の行為が貨物自動車運送事業者の安全運行を 阻害した又はその恐れがある事例

<例 1：非合理的な到着時間の設定>

荷主の原因で積荷が準備できておらず、出発時間が遅延しても、到着指定時間は変更されず、指図書の変更もされなかった。荷主は無理な運行を認識しているが、知らない振りをして到着時間について全く触れなかった。

<例 2：非合理的な到着時間の設定（元請事業者による調整が必要な例）>

道路の混雑による指定時間の遅延につき、荷主の理解を得る場合に、契約当事者である元請が有効な調整を行うべきであるのに対応をしてくれなかった。現場での対応に限界があり、速度超過等無理な運行になった。

<例 3：やむを得ない遅延に対するペナルティの設定>

配送地点毎に厳しい着時間の指定があり、延着の場合は商品買い取りのペナルティがあった。配送地点毎で荷主が行う荷卸しに時間がかかり、その結果、運行が過酷になり、運転手は基準の休息時間が確保できず、拘束時間も 1 日 16 時間を超過するものが頻発する状況となった。

<例 4：貨物量に対し積載量の少ない車両指定>

現場に行き過積載が判明して、もう 1 台準備するように提案したが、対応してもらえなかった。そのため、運送を断ろうとしたら、取引解消を示唆され恫喝され、やむなく運送した。

<例 5：安全運行を阻害しうる事例（契約にない附帯作業）>

元請は、現場で附帯作業があるか、ないかを正確に把握していないケースが多いため発注時に十分な説明がなされず、現場に行って初めて附帯作業の存在を認識することになった。契約にない附帯作業の対応により、必要な休憩・休息時間の確保が困難となった。

荷主勧告制度の改正概要

1 改正趣旨

荷主勧告とは、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条により、実運送事業者が行政処分等を受ける場合に、当該処分等に係る違反行為が主に荷主の行為に起因するものであると認められる場合に、当該荷主に対して、再発防止のための勧告を行うものである。

現行の荷主勧告の運用を定める局長通達等について、安全阻害行為を一層的確に防止するため、荷主勧告の対象とする重点的な類型等を明示することや、荷主勧告発動に先駆けて、「協力要請書」の発出を要件としないこととする等を措置することを内容とした改正を行うもの。

2 荷主勧告対象の重点的類型の設定及び調査端緒の明確化

(1) 荷主勧告の対象となる荷主の行為の重点的類型

荷主勧告発動の対象となり得る荷主の行為として次の類型を明記し、これらの類型に掲げる荷主の行為が認められた場合は、法第64条第1項の構成要件に該当するかを、個別具体事案について適切に調査の上、運輸局より速やかに本省に勧告案を上申することとする。

ア 荷主が、実運送事業者に対する優越的地位や継続的な取引関係を利用して次の行為を行った事例

(ア) 非合理的な到着時間の設定

(イ) やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

(ウ) 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼

(エ) 荷主管理に係る荷捌き場において、手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず、実運送事業者の要請に対し通常行われるべき改善措置を行わないこと

イ 実運送事業者の違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められた事例

(2) 調査端緒

実運送事業者の違反に関し、荷主勧告の調査の端緒とするべき状況は、およそ次の類型とする。

ア 実運送事業者に対する監査等において、運送契約書等の書類、関係者からの証言等から、当該事業者が行った違反に関し、荷主の主体的な関

与の疑いが認められた場合

イ 同一の荷主と取引関係にある複数の実運送事業者について、同一の違反を行った場合

ウ 過去3年以内に警告書（警告的内容の協力要請書を含む。）が発出された荷主について、当該荷主の運送依頼により、実運送事業者が同種の違反で行政処分を課された場合

エ 実運送事業者の違反に対し、荷主関係者が共同正犯、教唆犯、強要等で捜査機関が捜査

オ 荷主が、過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為）を行ったとして、警察署長が同条第2項に基づく再発防止命令書を発出

3 「荷主勧告」、「警告書」及び「協力要請書」の位置付けの整理

(1) 荷主勧告

法64条第1項の規定により、実運送事業者の違反行為が主として荷主の行為に起因するものであり、かつ、実運送事業者への処分のみでは再発防止が困難であると認められる場合に発動するもの。

荷主勧告を発動した場合、当該荷主名及び事案の概要を公表する。

(2) 警告書（現行の「警告的内容の協力要請書」を「警告書」に改める）

荷主勧告制度を補完する観点から、荷主勧告には至らないものの、実運送事業者の違反に関し荷主の関与が認められる場合に発出するもの。

(3) 協力要請書

荷主勧告制度を補完する観点から、実運送事業者の違反に関し、荷主の明確な関与は認められないものの、当該違反の再発防止のため、荷主の協力を要請する必要がある場合に発出するもの。